

## ⑤ さいたま市図書館 資料の収集・選択に関する基準

平成14年4月制定

(目的)

- 1 この基準は、さいたま市図書館条例施行規則第2条に定められた事業を円滑に運営するため、図書館資料の収集・選択に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

- 2 さいたま市図書館は、市民の文化・教養・調査研究・レクリエーション等に資するため、図書館法の理念及び「図書館の自由に関する宣言」に基づき、次に掲げる事項のとおり自由で公平な資料を選択し提供する。

- (1) 基本的資料の収集・充実に努める。
- (2) 基礎的入門書から専門書まで、幅広く選択する。
- (3) 特定主題の主義・主張・理論に関する資料については、公平性、総合性をもって選択する。
- (4) 幅広く新刊図書の入手に努め、新鮮で魅力ある蔵書構成を心がける。
- (5) 各図書館の地域性と機能に応じた収集を行なうとともに、主題ごとのバランスに配慮し、資料の適正化に努める。
- (6) 図書館の文化に果たす役割を考慮し、すぐれた資料の維持に務める。
- (7) 社会的な動向の把握や、市民のニーズ及び利用傾向の分析に努め、適正な資料の構成を図る。

(資料別選択基準)

- 3 資料の種類別選択方針は、次のとおりとする。

(1) 一般図書

ア 市民の多様な要望に応え、教養を深め、課題の解決に役立つ資料を幅広い主題分野から選択する。

イ 学習参考書・問題集・コミックは、原則として選択の対象としない。

(2) 児童図書

ア 読書の喜びや楽しみを発見する読みものを選択する。

イ 正しい知識をわかりやすく説明した知識の本を選択する。

ウ 児童の要求や能力に合致し、読書習慣の形成と継続に役立つ資料を選択する。

エ 原作に近いものを中心に選択する。

オ 親と子のふれあいに有益な絵本を選択する。

(3) 参考資料

ア 市民の知的欲求や、情報要求を把握して、多角的な資料構成となるよう選択する。

イ 各分野にわたる、基本的な参考図書を系統的に選択する。

ウ 図書・逐次刊行物・電子メディア等から幅広く選択する。

(4) 青少年資料

ア 中学生以上の十代の資料要求や理解力に即し、感性や知性を豊かにする資料を選択する。

イ 図書・雑誌・視聴覚資料から幅広く選択する。

(5) 地域資料・行政資料

- ア さいたま市に関する資料は網羅的、積極的に収集する。当面旧浦和市に関する資料は北浦和図書館、旧大宮市に関する資料は大宮図書館、旧与野市に関する資料は与野図書館が主に責任をもって収集する。
  - イ 埼玉県に関する資料、及び県内各地の資料を収集する。
  - ウ 地域情報資料・自治体行政資料・地方史誌・民間資料の収集に努める。
  - エ 刊行物を主とし、古文書・写本・拓本等は他の類縁機関との連携を図る。
- (6) 漢籍・和装本・古文書・古記録類
- ア 必要の範囲内で選択する。
- (7) 外国語資料
- ア 市内在住の外国人等の要望に即し適宜選択の対象とする。
  - イ 姉妹友好都市資料を選択する。
- (8) 障害者用資料
- ア 録音資料、大活字本等を適宜選択する。
- (9) 視聴覚資料
- ア 広範囲な主題から選択する。
  - イ CD、テープ、ビデオ等、メディアの特性を活かした資料を適宜選択する。
  - ウ 選択にあたっては、各種音楽・映像情報を参照する。
- (10) 逐次刊行物
- ア 主題ごとのバランスを配慮し、広範な分野から選択する。
- (11) その他
- ア CD-ROM、マイクロフィルム、パンフレット、リーフレットも必要に応じて収集の対象とする。
- (寄贈資料)
- 4 寄贈資料の取扱いについては次のとおりとする。
- (1) 資料の寄贈は、購入資料との関連性を考慮し、必要と認めたものを受け入れる。
  - (2) 寄贈資料の選択基準については、本基準を適用する。
- (選択方法)
- 5 資料選択は次のとおり実施する。
- (1) 担当職員の合議制により選択し、図書館長が決定する。
  - (2) 見計り形式による現物選択と、選定図書速報（日本図書館協会）はじめ、各種出版情報等により選択する。
- (委任)
- 6 この基準に定めるもののほか、資料の収集・選択に関する事項については、図書館長が決定する。

#### 附 則

この基準は、平成14年4月から施行する。